

## 『老朽危険空家』判定の手引

### ○『老朽危険空家』とは？

以下①～③のすべてを満たすものです。

#### ①老朽とは？

・老朽し<sup>※1</sup>、『松山市不良度判定』の結果、100点以上のもの。

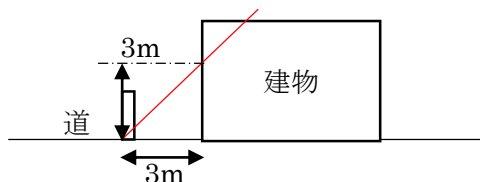
(『松山市不良度判定の手引』参照)

※1. 意図的に損傷等をさせた部分を除きます。

#### ②危険とは？

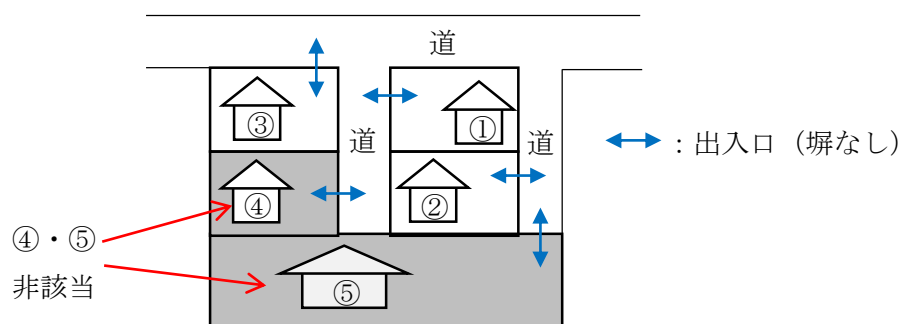
・倒壊すれば、接する道をふさぎ<sup>※2</sup>、避難等に支障をきたす<sup>※3</sup>おそれがあること。

※2. 道の境界から45°の線を引き、これに干渉するもの。



※3. 建物が立ち並んでいる道や定める避難路の沿道に接しているもの。

(注意！袋小路等で他の建物の避難に支障がない(塀があり、出入できない)場合には、立ち並んでいるとはいえません。)



#### ③空家とは？

・現在使用されておらず、今後も居住の用に供される見込みのない『住宅』

(住宅 = 戸建住宅、長屋、共同住宅、併用住宅<sup>※4</sup>)

※4. 一体の建物であることが条件。

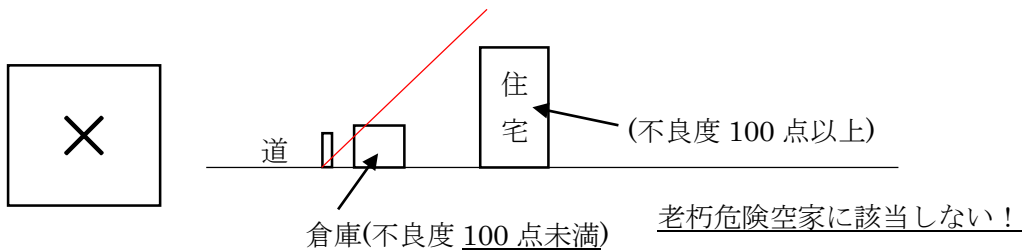
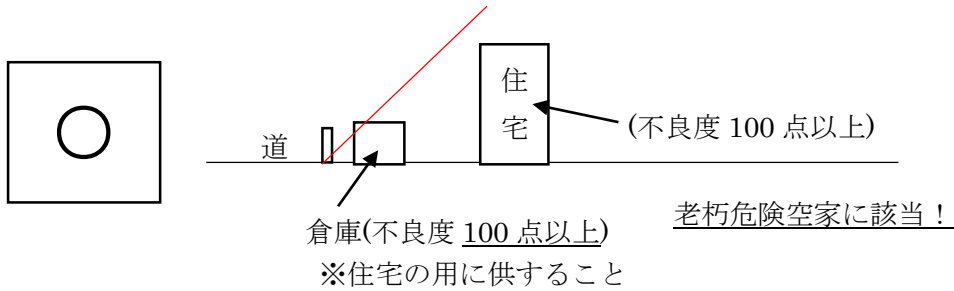
・同じ敷地内の門塀(ブロック塀)も含まれます。

・住宅の一部として利用されている、別棟倉庫等も含まれます。

【『老朽危険空家』よくある質問】

Q1. 道と住宅の間に倉庫あり。住宅は45°の線に干渉しないが倉庫は干渉。  
老朽危険空家となるか？

A1. 倉庫が住宅の一部として利用されていれば、倉庫も住宅とみなします。ただし、住宅・倉庫の両方が松山市不良度判定100点以上でなければ、老朽危険空家に該当しません。



Q2. 同一敷地内に店舗と住宅あり。住宅は45°の線に干渉しないが店舗は干渉。  
老朽危険空家となるか？

A2. 住宅と一体でないものは、併用住宅に該当しません。よって、住宅部分が45°の線に干渉しないものは、老朽危険空家に該当しません。

